

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や
“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

国民健康保険税が軽減されます。

※ 手続きには雇用保険受給資格者証が必要です。

（次ページをご覧ください）

対象者は？

平成21年3月31日以降に離職し、離職時点で65歳未満の方で、離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- ① 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産、解雇などによる離職）
 - ② 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）
- として失業等給付を受ける方です。

軽減内容は？

離職された方の前年の給与所得を30/100として、国民健康保険税の所得割を算定します。

※ 具体的な軽減額は、それぞれの状況により異なります。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

- ※ 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
- ※ 国民健康保険に加入している間は、途中で就職しても引き続き軽減対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると、軽減は終了します。
- ※ 制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日から平成22年3月30日まで）に離職された方は、**平成22年度分に限って**国民健康保険税が軽減されます。

※ 軽減を受けるには申請が必要です。

詳しくは健康課 国民健康保険係（52-0080 内線161・163）へお尋ねください。

雇用保険受給資格者証 (H22.2.22 以降交付分)

(第1面)

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号		2. 氏名			
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号	
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(金融機関コード-記号(口座)番号)					
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由			
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額			
15. 求職申込年月日	16. 認定日	17. 受給期間満了年月日			
18. 基本手当日額		19. 所定給付日数			
20. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)					

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所 所在地・
又は管轄地方運輸局

電話番号 交付 年 月 日

折り曲げ線

注意事項

1 この証は、第1面の受給期間満了年月日まで大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。

被保険者番号

離職理由のコードが

特定受給資格者

11. 12. 21. 22
31. 32

特定理由離職者

23. 33. 34

の方が国民健康保険税の
軽減対象となります。

雇用保険受給資格者証<旧様式>

雇用保険受給資格者証

(第1面)

040

① 支給番号		② 氏名			③ 被保険者番号	
④ 性別	⑤ 年齢	⑥ 生年月日	⑦ 支払方法(金融機関コード-記号(口座)番号)	⑧ 求職番号	⑨ 認定日	
⑩ 住所又は居所						
⑪ 求職申込年月日		⑫ 資格取得年月日	⑬ 離職年月日 理由		⑭ 受給期間満了年月日	⑮ 基本手当日額
⑯ 離職時賃金日額		⑰ 60歳到達時賃金日額	⑱ 所定給付日数	⑲ 特殊表示(⑳、一括、巡相、市町村)		
受給開始年月日 年 月 日 受給終了予定年月日 年 月 日						
⑳ 公共職業 訓練等	技能習得手当	受給手当日額	支給開始月日	特定資格受給手当	支給開始月日	通所手当日額
	円	円	月 日	円	月 日	円
	円	円	月 日	円	月 日	円
寄宿手当		月額	円	支給開始月日 月 日		

折り曲げ線以外では折り曲げないで下さい。

管轄公共職業安定所 所在地

電話番号

交付 年 月 日

公共職業安定所

